様式第3号（第5条関係）

基準該当事業者登録申請却下通知書

第　　　　　　　号

　　　　年　　　月　　　日

（申請者）

所在地

事業者　名称

代表者　　　　　　　　　　様

丸亀市長

　　　　年　月　日付け第　　号で申請のあった基準該当事業者の登録については、次の理由により登録できませんので、丸亀市基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則第5条第2項の規定により通知します。

・登録できない理由

　この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に丸亀市長に対し審査請求をすることができます。

　また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、丸亀市を被告として（訴訟において丸亀市を代表する者は丸亀市長となります。）提起することができます。

（問い合わせ先）

丸亀市　　　　　部　　　課　　　住所　　　丸亀市

電話